

MJカード会員規約

第1条 (H 社)

本規約は、株式会社明治屋食品（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した「MJカード」（以下「カード」という）のご利用について規定するものであり、会員がカードを使用して、「電子マネーサービス」および「ポイントサービス」（以下「本サービス」という）を利用するにあり、本規約が適用されます。

第2条 (定義)

- 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
- 「カード」とは、当社発行の前払式証券である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができるで、また入金された金額をもってカード取扱店において商品等を購入することができる機能およびポイントの付与・利用機能を備えたものをいいます。
 - 「入金」とは、当社指定の入金申込書等において本規約を承認のうえ、「電子マネーサービス」および「ポイントサービス」への入金を申し込まれた個人の方で、当社が入金を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入金申込時に氏名・住所・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入金を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができる場合があることを承諾するものとします。
 - 「カード取扱店」とは、当社が指定する店舗または施設（以下「カード取扱店」といいます）をいいます。
 - 「電子マネーサービス」とは、会員がカード取扱店にて、物品、サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりカードにチャージされたMJカード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
 - 「電子マネーサービス」とは、当社のカード取扱店での商品等の購入金額に応じてポイントを加算するサービスをいいます。
 - 「チャージ」とは、会員が、当社所定の方法により、会員にMJカード電子マネーを加算することをいいます。
 - 「電子マネー残高」とは、カードにチャージされ、カードが利用することのできるMJカード電子マネーの量をいいます。
 - 「利用端末」とは、カード取扱店に設置されたMJカード電子マネーの読取りおよび引き取り、取引データの記録、その他のMJカード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
 - 「チャージ端末」とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条 (カードの発行)

- 当社は、第2条に定める方法により、カード取扱店においてカードを発行するものとします。
- カード発行手数料として、会員1名（カード1枚）につき100円（消費税込）をいただきます。
- 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。
- 入会時の入金および年会費は無料です。
- お一人様につきカードの発行は1枚とします。
- 会員は、カードを受け取ったときに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行うものとします。
- カードは、原則として、会員本人以外で使用できません。
- 入会時にいただいた入申込書の返却はいたしません。
- 入会に年齢制限はありません。
0. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し管理するものとします。
1. 会員は、原則として、第三者に対するカードの貸与・譲渡・相転・質権設定等の担保提供・その他の処分を行うことはできません。会員がこれに違反したのに伴い第三者との間から紛争が生じた場合でも、当社は当該紛争に一切関与しないものとし、かつ一切の責任を負いません。
2. 会員は、会員が当社に届け付けた氏名・住所・生年月日・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届出をすることが承諾するものとします。
3. 入会後、当社が指定した時期に、ご登録内容およびカードの確認ならびに更新をお願いする場合があります。なお、更新時に新規カードへの切り替えが必要となった場合は、第3条に定めるカード発行手数料をご負担いただく場合があります。

第4条 (電子マネーサービスの利用)

- 会員は、チャージ端末で当社所定の金額単位でチャージすることができます。
- 会員は、1枚のカードに対して、カード残高200,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。
- 会員は、カード取扱店で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・ほか・切手・印紙類・その他別途定める一部商品については、利用を制限する場合があります。
- 会員がカード取扱店で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員がカードから利用額に相当するMJカード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該MJカード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
- 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあり、利用端末において認識された電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるカードの枚数は1枚です。
- 会員は、電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示または交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該電子マネー残高について誤りがないことをとしましたものとします。
- 電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面のQRコードにて確認することができるものとします。
- 本規約で別途定める場合を除き、電子マネー残高の換金または現金の払戻しはできません。

第5条 (ポイントサービスの利用)

- カード取扱店でお買上げ100円(消費税別)毎に1ポイントをカードに追加いたします。100円(消費税別)未滿または端数は、ポイント加算いたしません。
- カードをご利用の際は、必ずご購入前にレジ係員にご提示ください。ご精算後は、当社が別途定める場合を除き、ポイントを加算できません。
- クレジットカードでご精算の場合は、本サービスにおけるポイントには加算できません。
- 特に当社が定める一部商品およびサービス（商品券その他の金券類・ほか・切手・印紙・チケット類・たばこ・送料・自治体指定ごみ袋・郵便代・自動販売機商品・その他当社が指定する商品およびサービス）については、ポイントが加算されませんので、予めご了承ください。
- ポイントは、代金を支払った会員本人のカードに加算いたします。
- ポイントは、第三者に譲渡または相転することはできません。
- ポイント加算の条件については、変更される場合があることを予めご了承ください。この場合は、変更する旨を予めカード取扱店にて一定期間告知させていただきます。

第6条 (ポイントの利用)

- カード内のポイントが400ポイント貯まりますと、「グリーンスタンプギフト券」（以下「ギフト券」という）を1枚差し上げます。
- ギフト券は、枚数に応じて「グリーンスタンプ交換商品カタログ」掲載商品との交換ができます。または、カード取扱店でお買い上げの際に、「ギフト券2枚につき500円（消費税込）」分のお買い物にもご利用いただけます。
- ポイント利用の条件については、変更される場合があることを予めご了承ください。この場合は、変更する旨を予めカード取扱店にて一定期間告知させていただきます。

第7条 (お買上商品等の返品処理)

- カードを利用してお買い上げいただいた商品等を返品される場合は、レシートとカードを同時にご提示ください。
- 返品された場合、既に加算されたポイントから返品による代金返金額相当のポイントを差し引かせていただきます。
- ギフト券発行後、返品によりポイントを差し引かせていただいた結果、ギフト券発行基準未滿のポイント数となった場合は、相当する枚数のギフト券を回収させていただきます。

第8条 (電子マネーおよびポイントの有効期限)【重要事項】

- 電子マネーの有効期限は、会員が電子マネーを最後に利用（チャージおよび電子マネーによる商品等の購入または提供）された日の翌日から2年を経過した日といたします。有効期限を経過した電子マネー残高の換金または現金の払戻しはできません。
- 毎年4月末日時点で過去2年間ポイントの加算がない場合、ポイント残高はすべて失効します。失効したポイント残高の交換はできません。

第9条 (電子マネーサービスおよびポイントサービスの利用ができない場合)

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージを行うこと、電子マネーサービスを利用した商品等の購入・提供を受けること、電子マネー残高の確認を行うこと、ポイントの付与を受けること、ポイントを使用すること、その他サービスを受けることができません。
- 電子マネーサービス・ポイントサービスシステムに故障が生じた場合、あるいはシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - カード・利用端末・チャージ端末・ポイント端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
 - その他やむを得ない事由のある場合。

第10条 (退会および会員資格の喪失)

- 会員は、電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により、任意の時期に本サービスを退会することができます。この場合、ギフト券の発券基準に満たないポイント残高の交換については、当社が定める内容および方法により交換を行う場合があります。
- 会員が次のいずれかに該当する場合、当社は、当社の判断により、会員資格を取消することができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による本サービスの利用を直ちに中止させ、電子マネー残高およびポイント残高をゼロとし、電子マネー残高の換金または現金の払戻し・ギフト券の発券基準に満たないポイント残高の交換を行わないことができます。
- (1) カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2) カードを不正に使用・利用した場合。
- (3) 入会申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。（記載内容については事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内にされない場合を含みます。）
- (4) 会員の電子マネー残高およびポイント残高の双方がゼロの場合。
- (5) その他、会員が本規約に違反した場合。
- (6) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員が死亡した場合には、会員資格は自動的に喪失され、本サービスは利用できなくなります。この場合、電子マネー残高およびポイント残高はゼロとし、電子マネー残高の換金または現金の払戻し・ギフト券の発券基準に満たないポイント残高の交換は行われません。
4. 会員は、退会・会員資格の取消・死亡による会員資格の喪失等、会員として資格を失った場合は、それ以降本サービスを利用することはできなくなります。

第11条 (カードの破損・汚損時の再発行等)

- 当社は、カードの破損・汚損等の理由により会員がカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したカードと引き換えに新しいカードを再発行します。この場合、会員は、初期不良や通常の利用にもかかわらず磁気不良等でカードが利用できない場合を除き、第3条に定めるカード発行手数料を支払うものとします。また、会員ご本人を確認できる書類（免許証等）をご持参ください。なお、再発行されたカードは、券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項によりカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された電子マネー残高およびポイント残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- カードの破損・汚損等により、会員になんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第12条 (カード喪失時の再発行等)

- 当社は、会員から紛失・盗難等により、カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」という）をとるものとします。

- 当社は、第三者からカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該カードについて、使用停止措置をとる場合があります。
- 前二項の場合、会員は当社に対して、当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 当社は、紛失・盗難等によりカードを喪失した場合であって、会員がカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、第3条に定めるカード発行手数料をお支払いいただきます。また、会員ご本人を確認できる書類（免許証等）をご持参ください。なお、再発行されたカードは、券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項によりカードが再発行された場合、当社によるカードの使用停止措置が完了した時点の電子マネー残高およびポイント残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限り。
- 会員がカードの紛失・盗難等申し出てから、当社による使用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は承服するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、電子マネー残高およびポイント残高を第三者により利用された場合、その場合なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- 当社の再発行されたカードが再発行された場合、以前発行されたカードは無効とさせていただきます。（後日当該カードが発見された場合も同様とさせていただきます。）
- カードの再発行後、会員が喪失したカードを発見した場合、会員は、ただちに発見したカードを会員の責任により再使用できない形を確実するものとします。
- カードの喪失により、会員になんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第13条 (本サービスの終了)

- 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化。
 - 法令の改廃。
 - その他他社とのやむを得ない都合による場合。
- 前項において「電子マネーサービス」を終了することになった場合、当社は当社が定める方法により、会員の請求に応じて電子マネー残高に相当する現金の払戻しを行うものとします。また、前項において「ポイントサービス」を終了することになった場合、当社は当社が定める内容および方法により、ギフト券の発券基準に満たないポイント残高の交換を行う場合があります。ただし、当社が前項の終了に関する周知を開始してから、当社の定める一定期間を経過した場合には、会員は、当該電子マネー残高の払戻請求またはポイントの交換請求を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第14条 (カードの合算)

会員は、電子マネー残高およびポイント残高を、当社または第三者が発行するいかなる他のカードにも転移・合算することはできません。

第15条 (不正使用等の禁止)

会員は、カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第16条 (カード取扱店との紛議)

- 会員が、本サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当社（カード取扱店）に対し、電子マネーまたはポイントの使用の取消し等を求めることはできないものとします。

第17条 (制限責任)

本規約に定める理由およびその他の理由により、会員が本サービスを利用することができないこと、当該会員に生じた不利益または損害については、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害の発生原因が当社の故意または重大失による場合を除きます。

第18条 (個人情報の管理・利用目的等)

- 当社は、個人情報保護に関する法令を遵守し、会員情報は厳重に管理いたします。
- 個人情報への不当なアクセス、または紛失・破壊、改ざん、漏洩等の危険に對しては、最善の安全対策を講じます。
- 会員から開示を受ける個人情報、は、当社からの会員への本サービス提供を前提とし、その利用目的が客観的に明らかである場合を除き、次の目的で利用させていただきます。
1. 会員に対する特典サービスの提供のため。
2. 会員に対する当社の商品やサービス等の情報提供を行うため。
3. 会員からご意見・ご感想をお伺いするため、また会員に対するアンケートを実施するため。
4. 会員の購買内容等に基づいた当社の新規商品・サービスの開発等のためのマーケティング調査および分析ならびに統計資料の作成のため。
5. 本サービスまたはカードに関する会員からの各種お問い合わせ対応、あるいはこれらに関する当社からの各種ご連絡を行うため。
4. 会員から開示を受ける個人情報、次の場合を除き、第三者に開示しません。
 - 法令に基づく場合。
 - 本人の生命、身体、財産の保護または公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 国の機関若しくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 当社と個人情報の取扱に関する秘密保持協定を締結した企業に業務委託をするとき。
 - 下記1.0.に示す共同利用者の間で共同利用を行うとき。
 - 会員から開示を受ける個人情報およびカードを利用した各種取引履歴情報を、当社が収集することを予めご了承ください。
 - 会員に対し、個人情報の利用目的の範囲内で、当社からの案内物、印刷物、電子メール等を送付させていただく場合があります。これを、予めご了承ください。なお、これらの送付が不要な場合には、送付停止の手続きを行いますので、本契約末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - 個人情報の利用を中止した場合、個人情報が判別できない形の統計資料としての情報を除き、会員の個人情報は当社で消去することをご了承ください。
 8. 会員は、当社に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。この場合、当該請求が会員ご本人によるものであることが確認できた後に遅滞なく対応させていただきます。（ご本人であることを証明するための書類（免許証等）が必要となります。）なお、開示請求により、万一登録内容が不正確、または誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正または削除を請求できるものとします。
 9. 個人情報の開示、訂正、削除等、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については、本規約末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。
 10. 会員から当社に提供いただいた個人情報は、同時にグリーンスタンプ株式会社から共同で保有および利用します。グリーンスタンプ株式会社は、当社に提供いただいた個人情報の項目すべてについて、下記の目的で共同利用します。なお、共同利用にあたっては、当社が共同利用の管理責任者となります。
 - カードシステムの管理運営のため。
 - 本サービスまたはカードに関する会員からの各種お問い合わせ対応、あるいはこれらに関するグリーンスタンプ株式会社からの各種ご連絡を行うため。
 - 会員に対するグリーンスタンプ株式会社の商品やサービス等の情報提供を行うため。
 4. 会員からご意見・ご感想をお伺いするため、また会員に対するアンケートを実施するため。
 5. 会員の購買内容等に基づいたグリーンスタンプ株式会社の新規商品・サービスの開発等のためのマーケティング調査および分析ならびに統計資料の作成のため。
 6. カード取扱店でのカードご利用情報を基にした、会員のサービス実施のため。

第19条 (通知の到達)

当社が、会員に対し通知を行うにあり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所・電子メールアドレス等にて通知を送付すれば足りるものと、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第20条 (業務委託)

当社は、本規約に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部または全部を第三者に委託することができるとします。

第21条 (社会的勢力の排除)

会員（本条においては本サービスの入会申込をしようとする方を含みます）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを、当社に対して確約するものとします。

第22条 (規約の変更)

- 当社は、当社所定の方法により、事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が電子マネーサービスの利用またはポイントサービスの利用を行った場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第23条 (拒否賠償)

本サービスに関するし、故意または過失により、会員が当社あるいは第三者に対して損害を与えた場合は、民法その他の法令により損害賠償義務の負担を問われることとなりますので、ご注意ください。

第24条 (準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第25条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関しては、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることについて、異議なく承諾するものとします。

【お問い合わせ窓口】

カードに関するお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

092-922-2990（土日祝を除く、9:00-17:00）

株式会社明治屋食品 MJカード事務局

〒818-0105 福岡県太宰府市都府楼南 4-11-1

平成29年3月15日 制定

以上